野田ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞ
規　約

平成09年11月01日作成
平成11年4月1日一部修正
平成17年11月01日複製

第1章 総　則

（名称及び事務所）

第１条　当ﾘｰｸﾞは、「野田ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞ」と称し、事務所を当ﾘｰｸﾞの事務局長に置く。

《千葉県野田市親野井420-3　北島　仁　　☎04－７198-7908》

（目　的）

第２条　当ﾘｰｸﾞは、役員並びに指導者・後援者そして父母が協力して野球愛好少年のために適切な環境を提供すると共に、ｽﾎﾟｰﾂマン精神とﾌｪｱﾌﾟﾚｰ精神を基調にし、野球と学習を両立させ、各種対戦試合と不断の訓練を通じ技術の向上と、不撓不屈の精神を養い、もっと少年の健全育成を図ることを目的とする。

（方　針）

第３条　当ﾘｰｸﾞは、硬式少年野球指導を本旨とする民間団体として次の方針に定める。

本ﾘｰｸﾞは、日本ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞに所属し、ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞ指導理念（別紙参照）に従い運営する。

第２章　構成・組織

（構　成）

第1条 当ﾘｰｸﾞは、役員・指導者・選手とその父母・後援会によって構成する。

（組　織）

第2条 当ﾘｰｸﾞの円滑な運営を図るため、次のような組織とする。

１．役員会　　２．指導者会　　３．父母の会　　４．後援会

（役　員）

第３条　当ﾘｰｸﾞに次の役員を置く。

会長＊1名　　代表＊１名　　事務局＊1名　　会計＊（若干名）

選手生活指導部長＊1名　　審判長＊１名　　顧問＊（若干名）

（役員の選出及び任期）

第４条　会長は名誉職とし、代表は、指導者・選手の父母・後援会員の中から選出され、その他の役員の選出は代表が任命する。

２．選出された役員の任期は２年とし、再選は妨げない。

３．役員を兼務することを妨げない。

（役員の職務）

第５条　役員の職務は次のとおりとする。

１．代表は、当ﾘｰｸﾞを代表し会務を総括する。

２．代表は、選手の入退団について責任者となり、事務局がその事務を行う。

３．事務局長は、代表を補佐し状況に応じてその職務を代行する。

４．事務局長は、当ﾘｰｸﾞの会計事務を行う。

５．審判長は、協会審判を兼務し、厳正な試合が行われる様に、ﾙｰﾙの設定・適用についての最高責任者とする。

（役員会・役員の相互協力）

第６条　役員会は、必要に応じ随時これを開催し、当ﾘｰｸﾞの基本的な運営方法、活動等について審議決定に当たる。

２．各役員は、相互にﾘｰｸﾞの円滑な運営を図るため協力しなければならない。

（指導者の職務・指導者会）

第7条 当ﾘｰｸﾞの指導者は、少年野球指導にふさわしい人格と深い識見を有し、常に研鑽を怠らず正しい指導を行わなければならない。

２．指導者は、随時指導者会を開催し指導上の諸問題等について討議する。

３．指導者は、当ﾘｰｸﾞに必要な野球道具の購入については、代表及び事務局長の承認を得なければならない。

（選　手）

第8条 当ﾘｰｸﾞの選手は、中学校３年生までの少年で、野球を愛し、勇気と忍耐と健康な身体を造り上げる意志を有する者で、なければならない。

（父　母）

第9条 選手の父母は、当ﾘｰｸﾞの精神を認識し常に役員との話し合いを保ち、ﾘｰｸﾞの発展と選手の健全育成に協力しなければならない。

２．父母は、常に選手の健康管理に留意し、事務局・指導者との連絡を密にし、故障、疾病等について早期に治療するよう適切な処置をとらなければならない。

３．選手が練習を休む時は、予め指導者に連絡し許可を受け、指導者は

事務局に報告する。

（父母の会）

第１０条　選手の父母は、父母の会を組織し、ﾘｰｸﾞの運営に協力しなければならない。　また、ﾘｰｸﾞの代表の要請または、父母の会の会長の召集により、父母の会を開催することにする。

（後援会）

第１１条　当ﾘｰｸﾞに後援会を置く。

２．後援会は、当ﾘｰｸﾞに理解と協力を示す企業及び個人によって組織する。

３．後援会は、当ﾘｰｸﾞの発展と目的達成のため協力することとする。

４．後援会組織・運営・人事等は別に細則を定め、それに従うものとする。

第３章　ﾘｰｸﾞの活動

（練　習）

第1条 当ﾘｰｸﾞの練習は一年を通じ土曜日・日曜日・祭日・野田ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞ（指導者）が必要と認めた日に行う。

（試　合）

第2条 試合は、協会主催の春・夏・秋・その他の公式試合に参加し、練習試合は野田ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞが必要と認めたときに行うものとする。

（合　宿）

第3条 当ﾘｰｸﾞは、選手たちのﾁｰﾑﾜｰｸ作りと個人の自主性向上を目指して、春・夏に合宿を実施する。

第４章　経費及び会計年度

（経　費）
第1条 当ﾘｰｸﾞの経費は、入会費・会費・設備費・寄付金その他の収入を
もって運営する。

（入会費）
第２条　入会費　　１０，０００円
（入会申込書と合わせて納める）

（部　費）
第３条　部費　　５，０００円
（毎月とする）

（設備費）
第4条 設備費　　１，０００円
（毎月とする）

（納入金の期日）
第5条 納入金の期日は、毎月第１週の土曜日または日曜日の練習
日とする。

※原則として、中途退団者には納入金の返却はしないものとする。

（慶弔費）
第6条 慶弔費は別に内規に定めるところに従うものとする。

（会計年度）
第7条 当ﾘｰｸﾞの会計年度は、毎年１月１日から１２月末日までと
する。

※ 決算報告は、年１回行う。

第５章　入・退団に関する規定

（入団者）

第1条 入団しようとする者は、当ﾘｰｸﾞ所定の入会申込書・契約書を
提出すること。

（退団者）

第２条　中途退団者は、事務局に理由書を提出しなければならない。

第６章　その他

（謝　礼）

第1条　当ﾘｰｸﾞの卒団生がﾌﾟﾛ選手になった場合は、当ﾘｰｸﾞに謝礼を
贈呈するものとする。

ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞの特色

(1) ﾍﾞｰｽ間、投手～本塁間、ﾎｰﾑﾗﾝ距離が硬式少年野球（小学生）とほとんど変わらず、それでも中学生ができますから、肩とか（ひじ）などは痛めません。少年の成長度に合わせた硬式野球です。

(2) ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞは、ｱﾒﾘｶで生まれ、ｱﾒﾘｶ全土に広まり世界に広まり、昭和50年に日本で誕生しました。硬式少年野球において「唯一」世界選手権があるﾘｰｸﾞであり、世界中の少年野球ﾁｰﾑの交流も盛んに行われています。

(3) ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞの「指導理念」は子供を主体に置き、少年期後半の一番大切な時期を野球を通し少年たちを傷つけないよう温かく見守ることを「指導理念」のひとつとしています。

(4) 健康や事故等のために、全員ｽﾎﾟｰﾂ損害保険の加入が義務づけられています。

以上

入　会　申　込　書

野田ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞに入会致したく入会金（10,000円）
及び規約書を添えて申し込み致します。

平成　　年　　月　　日
児童名
児童生年月日　　昭和　　年　　月　　日生まれ
血液型　　型
学校名
（進学中学校名）

住所（〒）

連絡先（☎）
保護者名　　印

誓　約　書

野田ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞに入会するにあたり下記の事項を理解した上で
承諾致します。

記

１．野田ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞ規約を承諾する。

２．野田ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞ指定のｽﾎﾟｰﾂ損害保険に加入すること。

３．野田ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞの選手として「誇りと自覚」を持ち、他の
ﾘｰｸﾞの批判や指導者の批判はしないこと。

４．父母は常に少年（選手）たちの育成に正しい姿勢で協力すること。

５．野田ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞの発展向上に寄与すること。

６．万一、少年（選手）たちに練習中、試合中に身体的な事故障害が
発生しても野田ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞ・指導者に対し異議を申し出ないこと。
（但し、野田ﾎﾟﾆｰﾘｰｸﾞ指定のｽﾎﾟｰﾂ障害保険の手続きについては
当ﾘｰｸﾞが速やかに行うこと。）

以上

上記の内容に同意することを規約します。

平成　　年　　月　　日

選手名

住　所

保護者（規約者）　　印